

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令和3年7月
総務省

1 改正の趣旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に基づき、「森林環境譲与税」の譲与基準の細目を定める。

2 主な改正の内容

令和2年2月1日現在における農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく調査結果（以下「令和2年農林業センサス」という。）において、市町村別の私有林人工林面積及び林野率の数値が令和3年6月に公表されたことに伴い、

- 「私有林人工林の面積」の数値
- 「林野率」の数値

について、令和2年農林業センサスの数値を用いる旨を規定するもの。

(1) 「私有林人工林の面積」関係

- 令和2年農林業センサス以前の農林業構造統計では「人工林」面積の数値を把握できないため、私有林人工林の面積は、経過措置として、森林法に基づき林野庁長官が行う調査（森林資源現況調査。平成29年3月31日時点。）の結果によることとしていた。
- 令和3年度以降における譲与基準となる私有林人工林の面積は、令和2年農林業センサスの結果によるものとする。

	改正前	改正後
使用する統計	森林法に基づき林野庁長官が行う調査（森林資源現況調査）	農林業センサス
調査時点	平成29年3月31日	令和2年2月1日
調査頻度	5年に1度	5年に1度

※ 農林業センサスにおいては、令和2年2月1日時点の調査から「人工林」面積の調査も行っており、私有林人工林面積の把握が可能となった。

(2) 「林野率」関係

- 私有林人工林の面積は、農林業センサス規則により調査した平成27年2月1日現在における当該市町村の区域に係る林野率に応じて補正することとされている。
- 令和3年度以降の譲与については、令和2年農林業センサスによる林野率に応じて補正することとする。

3 施行期日

公布の日（令和3年7月中旬を予定）

<参考>

○ 森林環境譲与税の譲与基準

市町村分	50% : 私有林人工林面積 20% : 林業就業者数 30% : 人口	（※以下のとおり林野率による補正）	
		林野率	補正の方法
		85%以上の市町村	1.5倍に割増し
都道府県分	市町村と同じ基準	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

<参照条文>

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

(市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準)

第二十八条 森林環境譲与税の十分の九に相当する額（以下この項において「市町村譲与額」という。）は、市町村に対して譲与するものとし、市町村譲与額の十分の五に相当する額を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積をいう。次項及び次条において同じ。）で、市町村譲与額の十分の二に相当する額を各市町村の林業就業者数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数をいう。）で、市町村譲与額の十分の三に相当する額を各市町村の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。同条において同じ。）で按(あん)分して譲与するものとする。

2 前項の各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積については、各市町村の林野率（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による林野率をいう。）に基づき、総務省令で定めるところにより補正するものとする。

附 則

第三条 令和元年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条	森林環境税の収入額に相当する額	二百億円
第二十八条第一項	十分の九	五分の四
	<u>公表された結果</u>	<u>公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果</u>
第二十九条	十分の一	五分の一
第三十条第一項	十分の九	五分の四
	十分の一	五分の一
第三十条第一項の表九月の項	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	百億円
第三十条第一項の表三月の項	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収	百億円

	納に係る森林環境税の収入額に相当する額	
--	---------------------	--

2 令和二年度及び令和三年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条	森林環境税の収入額に相当する額	四百億円
第二十八条第一項	十分の九	二十分の十七
	<u>公表された結果</u>	<u>公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果</u>
第二十九条	十分の一	二十分の三
第三十条第一項	十分の九	二十分の十七
	十分の一	二十分の三
第三十条第一項の表九月の項	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	二百億円
第三十条第一項の表三月の項	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	二百億円

3、4 略

○総務省令第 号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十八条第二項及び第三十五条の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〔法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定〕

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。）は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した令和二年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とする。ただし、当該私有林人工林の面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林の面積を関係市町村の私有林人工林の面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林の面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林の面積とすることができる。

（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正）

第一条の二 私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
農林業センサス規則により調査した令和二年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率（次項において「林野率」という。）が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの	一・三
〔略〕	〔略〕

（端数計算）

第四条 第一条の規定により私有林人工林の面積を補正する場合において、同条の規定により補正された後の数に一ヘクタール未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

附則

（令和元年度及び令和二年度における法第二十八条第一項の私有林人工林の面積）

第三条 令和元年度及び令和二年度における私有林人工林の面積は、第一条の規定にかかわらず、前条に規定する調査の結果による平成二十九年三月三十一日現在における私有林かつ人工林の面積（以下この条において「私有林人工林面積」という。）とする。ただし、当該私有林人工林面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林面積を関係市町村の私有林人工林面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林面積とすることができる。

〔新設〕

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正）

市町村の区分	率
農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した平成二十七年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率（次項において「林野率」という。）が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの	一・三
〔同上〕	〔同上〕

（端数計算）

第四条 第一条の規定により私有林かつ人工林の面積を補正する場合において、同条の規定により補正された後の数に一ヘクタール未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

附則

（令和元年度から令和三年度までの各年度における法第二十八条第一項の私有林人工林の面積）

第三条 令和元年度から令和三年度までの各年度において法附則第三条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条第一項に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積は、前条に規定する調査の結果による平成二十九年三月三十一日現在における私有林かつ人工林の面積（以下この条において「私有林人工林面積」という。）とする。ただし、当該私有林人工林面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林面積を関係市町村の私有林人工林面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林面積とするこ

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

とができる。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則第一条の二の規定は、令和三年度以後の年度分の森林環境譲与税について適用し、令和二年度分までの森林環境譲与税については、なお従前の例による。